

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 計画課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

平成20年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の追加

協議について

計8枚（本紙を除く）

貴関係諸団体に速やかに送信していただき、本交付金の積極的なご活用をよろしくお願いたします。

Vol.57

平成20年12月22日

厚生労働省老健局

計画課

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3927)

FAX：03-3595-3670

事 務 連 絡  
平成 20 年 12 月 22 日

指 定 都 市  
各 中 核 市 介 護 関 連 施 設 等 整 備 担 当 係 長 様  
市 区 町 村

厚生労働省老健局計画課  
施設係

平成 20 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び  
地域介護・福祉空間整備推進交付金の追加協議について

平素より、高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび平成 20 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金につきまして追加協議を実施いたします。

提出にあたっては、平成 20 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について」により作成することとなりますが、その際には、本日付けに発出された厚生労働省老健局計画課長補佐内かんにご留意のうえ、ご検討の方よろしく願いたします。

なお、追加協議分の市町村整備計画書の提出期限については下記のとおりといたしますので、本交付金を積極的にご活用くださいますようよろしくお願いいたします。

記

1. 提出資料 市町村整備計画書
2. 提出先 市町村の属する各地方厚生(支)局(都道府県経由)
3. 締 切 平成 21 年 1 月 30 日(金)

担当：厚生労働省老健局計画課 施設係 中川  
電話 03-5253-1111(内線 3927/3928)

政令指定都市  
各 中 核 市 介護関連施設等整備担当課長 殿  
市 区 町 村

高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年度の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」及び「地域介護・福祉空間整備推進交付金」の協議を行ったところではありますが、更に別紙1による取扱いに基づき、今般、追加協議を行うことといたします。

つきましては、平成21年1月30日までに整備計画書を提出していただきますようお願いいたします。

なお、各市区町村におかれましては、今般、交付対象とした小規模福祉施設のスプリンクラー設備費用につきまして当該交付金の活用をご検討いただき、積極的に取り組んでいただきますようよろしくお願い申し上げます。

厚生労働省老健局計画課長補佐

平成20年12月22日

## 先進的事業支援特例交付金等に係る取扱いについて

### 【小規模福祉施設におけるスプリンクラー設備費用について】

平成18年1月8日に発生した認知症高齢者グループホームの火災を機に、認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設について、防火安全対策等の強化の観点から、消防用設備等の設置基準等が見直され、平成19年6月13日に消防法施行令が改正された。

この改正により、延べ床面積275㎡以上1,000㎡未満の福祉施設（以下「小規模福祉施設」という。）について、スプリンクラー設備の義務が課せられた。

同令の施行は21年度であるが、既存の小規模福祉施設については、24年3月31日までの経過措置が認められている。

このため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金において交付対象としている地域密着型サービス拠点等の防火管理体制を強化する必要があるため、既存の小規模福祉施設のうち、本交付金の対象となっている施設を交付対象とし、今般、追加協議において、スプリンクラー設備費用について対応することとする。

なお、今年度は小規模福祉施設入居者の安全確保の観点から、市町村提案事業にて対応し、21年度に当該費用に対応するメニューを創設することとしている。

各市町村におかれては、本交付金の活用について管内の小規模福祉施設に対し、周知徹底を図るとともに、施設が策定しているスプリンクラー設備計画の前倒し等積極的な取組みを喚起するなど、是非とも積極的な取組をお願いいたします。

#### 1. 交付金名

市町村提案事業（先進的事業支援特例交付金）

#### 2. 単価

1㎡あたり9千円

#### 3. 対象施設

消防法施行令別表第1（6）項口に定められている小規模福祉施設のうち、本交付金で既に対象となっている以下の施設とする。

- ・ 地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）
- ・ 介護老人保健施設（定員29人以下の小規模なもの）
- ・ 認知症高齢者グループホーム

#### 4. 計画書への記載方法等

- (1) 「先進的事業整備計画書」(様式4号)の「具体的内容」欄に、「スプリンクラー設備整備費用」と記載し、対象となる施設数を併せて記載すること。
- (2) 対象となる施設については、別紙2に記載。計画書に添付の上、提出すること。

#### 5. 留意点

今般、小規模福祉施設における入居者の安全・安心の確保を図る上で重要な施策であることから、スプリンクラー設備の設置費用を交付金の対象といたしましたが、各市町村の高齢者福祉施設整備担当の方におかれましては、消防担当部局と連携を図りつつ、管内に所在する小規模福祉施設に対して、スプリンクラー設備の設置に係る注意喚起及び交付金の活用についての周知を徹底していただくとともに早期の計画策定を促していただきますようお願いいたします。

なお、第4期介護保険事業(支援)計画(以下、「第4期計画」という。)の円滑な実施に向けて、地域密着型サービス等の基盤整備を支援していく観点から、面的整備計画及び先進的事業計画について、21~23年度までの市町村整備計画を提出していただくことを検討しております。

市町村整備計画の提出依頼の時期については、第4期計画の策定状況を見据え、追って連絡いたしますが、担当者の皆様方におかれてはご留意の上、ご準備方よろしくお願いいたします。

（記載要領）

- 1 「施設種別」欄には本交付金の対象である、地域密着型介護老人福祉施設、小規模介護老人保健施設、認知症高齢者グループホームについて記載。地域密着型介護老人福祉施設＝特養、小規模介護老人保健施設＝老健、認知症高齢者グループホーム＝GHと略称で記載。
- 2 「延べ床面積（㎡）」欄については、小数点第1位を四捨五入して記載。
- 3 「対象経費の実支出（予定）額」及び「交付（予定）額」の合計額を様式4号に記載。

| No. | 施設種別 | 施設名  | 設置主体      | 定員数<br>(人) | 延べ床面積（㎡）<br>a | 対象経費の実支出<br>(予定) 額<br>b | 算定基準による算定<br>額<br>c（＝a×9千円） | 交付（予定）額<br>(千円)<br>[bとcのいずれか低い方] |
|-----|------|------|-----------|------------|---------------|-------------------------|-----------------------------|----------------------------------|
| 1   | GH   | 〇〇〇〇 | 社会福祉法人〇〇〇 | 18         | 700           | 千円<br>7,000             | 千円<br>6,300                 | 千円<br>6,300                      |
| 2   | GH   | △△△  | 株式会社△△    | 9          | 400           | 3,000                   | 3,600                       | 3,000                            |
| 3   | GH   | □□□□ | NPO法人□□□  | 9          | 450           | 3,800                   | 4,050                       | 3,800                            |
| 4   | 特養   | △△△  | 社会福祉法人    | 29         | 900           | 10,000                  | 8,100                       | 8,100                            |
| 5   | 老健   | ×××  | 医療法人×××   | 20         | 880           | 9,500                   | 7,920                       | 7,920                            |
|     |      |      |           |            |               |                         |                             |                                  |
|     |      |      |           |            |               |                         |                             |                                  |
|     |      |      |           |            |               |                         |                             |                                  |
|     |      |      |           |            |               |                         |                             |                                  |
| 合計  |      |      |           |            |               | 33,300                  | 29,970                      | 29,120                           |



事務連絡  
平成20年12月22日

各都道府県介護関連施設等整備担当課 様

厚生労働省老健局計画課  
施設係

平成20年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の追加協議に関する情報提供について【お願い】

平素より、高齢者保健福祉行政の推進につきまして格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、追加協議を募集することとなりました。

各都道府県におかれましては、お手数ですが、管内市区町村（政令指定都市・中核市は除く）への情報提供をお願いいたします。

何卒、格段のご配慮をお願い申し上げます。

<参考：今回送付している文書>

- ① 平成20年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の追加協議について
- ② 厚生労働省老健局計画課長補佐内かん

厚生労働省老健局計画課

施設係 中川

電話 03-5253-1111(内線 3927/3928)



事 務 連 絡

平成20年12月22日

各厚生(支)局介護関連施設整備担当者 様

厚生労働省老健局計画課

施設係

平成20年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の追加協議について

平素より、高齢者保健福祉行政の推進につきまして、また、先日は平成20年度市町村整備計画（地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金）の市町村提出分のとりまとめをいただきお礼申し上げます。

さて、このたび平成20年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金につきまして再度、市区町村宛てに協議を依頼しておりますので、担当者におかれましては、格別のご配慮をお願いいたします。

厚生労働省老健局計画課

施設係 中川

電話 03-5253-1111(内線 3927/3928)